フ ラ ッ ト ３５

2025年7月1日現在

<table>
<tr><td>1. お申込みいただける方</td><td>・お申込時の年齢が満70歳未満の方（親子リレー返済（一定の要件があります）を利用される場合は、満70歳以上の方もお申込みいただけます）。
・日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方。
・年収に占めるすべてのお借入れ※（フラット35を含みます）の年間合計返済額の割合（＝総返済負担率）が次の基準を満たしている方（収入を合算することができる場合もありますが、返済期間が短くなる場合があります）
<table>
<tr><td>年収</td><td>400万円未満</td><td>400万円以上</td></tr>
<tr><td>基準</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr>
</table>
※　すべてのお借入れとは、フラット35のほか、フラット35以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシング、商品の分割払いやリボ払いによる購入を含みます）等のお借入れをいいます（収入合算者の分を含みます）。
・お借入れの対象となる住宅およびその敷地を共有する場合は、お申込みご本人が共有持分を持つこと等の要件があります。
（注１）年収については、原則として、お申込年度の前年の収入を証する公的証明書に記載された金額となります。なお、公的証明書に記載された金額とは、次のとおりです。
①給与収入のみの方は、給与収入金額
②上記以外の方は、所得金額（事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得および給与所得のそれぞれの所得金額の合計額）
（注２）お申込みされる方は、連帯債務者になる方を含めて2名までとする必要があります。</td></tr>
<tr><td>2. 資金使途</td><td>・お申込みご本人またはご親族がお住まいになるための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金
・お申込みご本人が週末等を過ごすための住宅等（セカンドハウス）の建設・購入資金
（注）リフォームのための資金にはご利用いただけません。</td></tr>
<tr><td>3. お借入れの対象となる住宅</td><td>・住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。
・住宅の床面積※１が、以下の住宅であること。
<table>
<tr><td>一戸建て住宅、連続建て住宅、重ね建て住宅の場合※2</td><td>70㎡以上</td></tr>
<tr><td>共同建ての住宅（マンション等）の場合</td><td>30㎡以上</td></tr>
</table>
※１　店舗付き住宅などの併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分（店舗、事務所等）の床面積以上であることが必要です。
※２　連続建て住宅：共同建て（２戸以上の住宅で廊下、階段、広間等を共用する建て方のこと）以外の建て方で、２戸以上の住宅を横に連結する建て方のこと。
重ね建て住宅：共同建て以外の建て方で、２戸以上の住宅を上に重ねる建て方のこと。
・敷地面積の要件はありません。</td></tr>
<tr><td>4. お借入額</td><td>・100万円以上8,000万円以下（１万円単位）で、建設費または購入価額（非住宅部分に関するものを除きます）以内。</td></tr>
</table>

5. お借入期間	・15年（ただし、お申込みご本人または連帯債務者の年齢が満60歳以上の場合は10年）以上で、かつ、次の①または②のいずれか短い年数（１年単位）が上限となります。 ①「80歳」－「お申込時の年齢※（１年未満切上げ）」 ※　年収の50%を超えて合算した収入合算者がいる場合には、お申込みご本人と収入合算者のうち、年齢の高い方の年齢を基準とします。 ※　親子リレー返済（一定の要件があります）を利用される場合は、後継者の方が収入合算者となるかどうかにかかわらず、後継者の方の年齢を基準とします。 ②35年 （注１）①または②のいずれか短い年数が15年（ただし、お申込みご本人または連帯債務者の年齢が満60歳以上の場合は10年）より短くなる場合は、お借入れの対象となりません。 （注２）20年以下のお借入期間を選択された場合、原則として、ご返済の途中でお借入期間を21年以上に変更することはできません。
6. お借入金利	・全期間固定金利※1です。 ・お借入期間（20年以下・21年以上）、融資率（9割以下・9割超）に応じて、お借入金利が異なります※2。 ※1　省エネルギー性、耐震性など質の高い住宅を取得される場合に、借入金利を一定期間引き下げる制度【フラット 35】Ｓがあります（詳しくはフラット 35 サイト（www.flat35.com）をご覧ください）。 ※2　お借入れ金利は窓口にて確認ください。 ※2　お申込時ではなく、資金のお受取時の金利が適用されます。 ※2　資金のお受取日は、毎月10、15、20、25日のいずれかです。
7. ご返済方法	・元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払いがお選びいただけます。 6カ月毎のボーナス払い（お借入額の40%以内（１万円単位））も併用できます。
8. 担保	・お借入れの対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第１順位の抵当権を設定していただきます。 （注）抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さまのご負担となります。
9. 保証人	・必要ありません。
10. 団体信用生命保険	・団体信用生命保険にご加入いただくことにより、お客さまに万一のことがあった場合は、住宅金融支援機構に支払われる保険金が債務に充当されるため、以後フラット35の債務の返済が不要となります。また、月々の【フラット35】のお支払いに団体信用生命保険の加入に必要な費用が含まれるため、年払いでの団信特約料のお支払いは不要です。
11. 火災保険	・ご返済を終了されるまでの間、お借入れの対象となる住宅に、火災保険（任意の火災保険または法律の規定による火災共済をいいます。以下同じ。）を付けていただきます。 ・保険金額はお借入額以上※とし、建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 ※　お借入額が保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 （注）火災保険料はお客様のご負担となります。また、住宅金融支援機構の特約火災保険はご利用できません。
12. 融資手数料、物件検査手数料	・融資手数料は次の方式により計算した金額をお支払いいただきます。 事務手数料方式…お借入額×2.20% ・物件検査手数料は検査機関または適合証明技術者によって異なります。 （注）融資手数料、物件検査手数料は、お客様のご負担となります。

13. 保証料、繰上返済手数料	・必要ありません。 ※　一部繰上返済の場合、繰上返済日は毎月のご返済日となります。 また、ご返済いただける金額は「住・Ｍｙ　Ｎｏｔｅ」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）の場合は10万円以上、金融機関の窓口の場合は100万円以上となります。
14. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　　平日　　午前9時～午後6時 （土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
15. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　　平日　　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp

ろうきん

※　金庫の融資審査またはローンを買い取る住宅金融支援機構の買取審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、融資率が9割を超える場合は、融資率が9割以下の場合と比較して、ご返済の確実性などをより慎重に審査を行います。

※　借換融資の商品概要については、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。

※　金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※　返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。